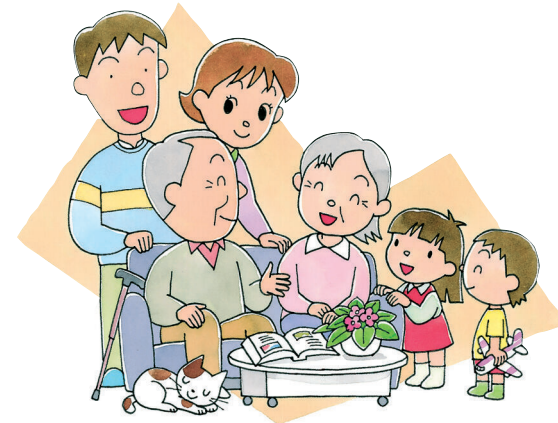


市区町村が運営し、わたしたちが利用する身近なしくみです

介護保険制度は、わたしたちの住む市区町村が運営しています。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみとなっています。



介護報酬の支払い

市区町村（保険者）

介護保険の運営は、みなさんが住んでいる市区町村が行います。

- 介護保険制度を運営します。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護認定を行います。
- 介護サービスの確保・整備をします。

サービス事業者（指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など）
利用者に合った介護サービスを提供します。

- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。



地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心
介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする総合的な支援を行います。

- 介護予防事業のケアマネジメント
- 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業への支援
- 支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャー

となって、
高齢者

に対する総合
利擁護事業
への支援

40歳以上のみなさん（被保険者）

介護に関するサービスを、利用者が自由に選択し総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用者負担を支払います。

利用者負担（1～3割）の
支払い

介護サービスの提供



65歳以上の人（第1号被保険者）

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別・性
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	

保険証が交付されます。

保険証は大切に保管しましょう。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険で認定を受けた人に、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担割合（1～3割）が記載されています。

介護保険のサービスを利用できるのは

申請し、要介護認定を受けた人
（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません）

40歳から64歳の人（第2号被保険者）

介護保険のサービスを利用できるのは

申請し、老化が原因とされる病気（特定疾病）注により、要介護認定を受けた人
（交通事故などが原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません）

注）特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 40歳から64歳の人（第2号被保険者）は、要介護認定の申請をして、認定結果が出た場合などに、保険証が交付されます。

要介護認定

保険証の交付
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請